

令和元年5月8日（水）午後6時30分～

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合11階会議室B

環境施設組合事務局長以下、大阪市職員労働組合環境局支部長以下との本交渉
議事録

（環境施設組合）

平成30年11月21日に申し入れを受けました内容について、回答いたします。

〈回答書手交〉

（環境施設組合：総務課長）

まず、1点目の「2019年度事務事業の執行体制について、職員の勤務労働条件が確保できるために必要な要員を確保すること。また、その確保にあたっては、組合員の労働条件の悪化に繋がらないよう、十分な業務ボリュームの精査を行い、適正に配置すること。」についてですが、今年度の要員配置については、構成市からの派遣職員は昨年度と同様の配置とし、事業担当主事についても昨年度と同様、総務課4名経理課2名施設管理課1名としております。

各課における業務量の精査や各職員の業務量の平準化を行いながら、引き続き適正な要員配置に努めます。

次に2点目の「職員の勤務労働条件に変更が生じる場合は協議を行うとともに、勤務労働条件に直接的に影響を及ぼさない範囲であっても、執行体制の改変などを決定した場合には、早期に適切な方法で情報提供を行うこと。また、「事業の統合」「委託化」などといった課題は、組合員の勤務労働条件に大きく影響を及ぼすことから十分な交渉・協議を行うこと。」についてですが、業務執行体制の変更にかかわって、職員の勤務労働条件に影響を及ぼす場合には、変更する業務執行体制に関する説明を行うとともに、勤務労働条件に関する事項については協議をいたします。

3点目の「法令などにより要員の基準が定められている職場に対し、基準配置はもちろんのこと、すべての労働条件が維持できる適正な要員を確保すること。」についてですが、衛生管理者やボイラー・タービン主任技術者など工場運営に必要な資格については、人事異動などで欠員がないようにするとともに、資格取得を促進し欠員が生じないように努めてまいります。

4点目の「育児休業等により欠員が生じた場合や、新たな業務等が生じた場合は、任期付職員制度をふまえ誠意を持って対応すること。」についてですが、育児休業等により欠員が生じた場合等には、臨時的任用による代替措置を行うなど本組合として主体性を持って対応するとともに、職員の勤務労働条件に変更が生じる場合には誠意を持って協議いたします。

最後に5点目の「必要な要員を確保するにあたって、新たな任用制度の創設を確立すること。」についてですが、平成29,30年度は実施していませんが、大阪市と同様、必要に応じて事業担当主事補への職種変更制度を実施しているところです。

以上、当環境施設組合としての回答とさせていただきます。よろしくごお願い申し上げます。

(大阪市職員労働組合)

ただいま、環境施設組合から回答を受けてまいったところです。内容につきましては、この間折衝を経たものであり、異議はありませんが、2点目の部分で、事業の統合や委託化が今後生じる場合には、当然、組合員の勤務労働条件に大きく影響を及ぼすことになるので、その際には協議する旨回答を頂いているところですが、将来的な方向性も含め、常日頃より情報交換しながら協議いただけたらと考えているので、よろしくごお願いいたします。

また、申し入れの際にも申し上げた内容でもありますが、4月から労働基準法の改正及び人事院規則の改正により、時間外勤務労働時間の上限や有給休暇の取得の義務化が定められたところです。大阪市におきましても、管理監督者は、職員の労働時間の管理について事前命令と迅速な事後確認の徹底など、より一層の管理の徹底が求められています。環境施設組合におかれましても、大阪市と同様の考え方が推進されているとは考えますが、今一度、各職場の超過勤務時間の把握方法や、必要な業務の精査、職場内での業務分担の平準化を含む、フォロー体制などの構築について、ご確認いただきたいと思います。

重ねて、3月に締結しました「36協定」の遵守はもちろんのこと、万が一、定められた時間外労働時間の上限を超過する可能性が懸念される際には、事前に労働組合と十分に協議されるよう求めておきます。

最後に、今回の回答にかかる団体交渉の日付が5月8日となり、すでに2019年度の業務執行体制が出来上がってから、1月以上経過していることでもありますので、次年度以降は早期にご回答いただくということで、引き続き協力を求めておきます。

(環境施設組合)

ただ今、支部長より指摘いただきました。

まず、労働基準法及び人事院規則の改正による時間外勤務労働時間の上限設定や有休休暇取得の義務化についてですが、大阪市と同様に例規を改正するとともに、管理監督者及び職員へ周知し、適正に管理してまいります。

また、36協定について、定められた時間外労働時間の上限が超過する見込みとなる場合は、事前に労働組合と十分協議させていただくとともに、職場内での業務の平準化やフォロー体制の構築等により、時間外労働時間の縮減に引き続き取り組んでまいります。

以上で、本日の交渉を終了します。